

平成31年白老町議会第1回定例会3月会議会議録（第5号）

平成31年3月20日（水曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 0時20分

○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第19号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第20号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第21号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第22号 白老町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第26号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第27号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 予算等審査特別委員会の審査報告について
 - 議案第18号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 8号 平成31年度白老町一般会計予算
 - 議案第 9号 平成31年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第10号 平成31年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第11号 平成31年度白老町公共下水道事業特別会計予算

- 議案第 1 2 号 平成 3 1 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
 議案第 1 3 号 平成 3 1 年度白老町介護保険事業特別会計予算
 議案第 1 4 号 平成 3 1 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
 議案第 1 6 号 平成 3 1 年度白老町水道事業会計予算
 議案第 1 7 号 平成 3 1 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
 第 1 2 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度白老町一般会計補正予算（第 1 2 号）
 第 1 3 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
 第 1 4 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について（末広東町通り跨線橋（自由通路）整備
 II 期工事）
 第 1 5 議案第 3 4 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
 第 1 6 発議第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
 条例の制定について
 第 1 7 発議第 2 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 第 1 8 承認第 1 号 議員の派遣承認について
 第 1 9 意見書案第 1 号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意
 見書（案）
 第 2 0 意見書案第 2 号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）
 第 2 1 意見書案第 3 号 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止と子どもに係る均等割
 保険料（税）の軽減措置を求める意見書（案）
 第 2 2 常任委員会の所管事務等調査の報告について
 （総務文教常任委員会）
 （産業厚生常任委員会）
 （広報広聴常任委員会）
 第 2 3 諸般の報告
 （次期所管事務調査の報告、要望書等の配付）
 第 2 4 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 1 9 号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 2 0 号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 2 1 号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
 ついて
 議案第 2 2 号 白老町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
 いて
 議案第 2 6 号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
 一部を改正する条例の制定について

- 議案第 27 号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 予算等審査特別委員会の審査報告について
- 議案第 18 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 23 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 平成 31 年度白老町一般会計予算
- 議案第 9 号 平成 31 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 31 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 31 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 31 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 31 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 14 号 平成 31 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第 15 号 平成 31 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 31 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 17 号 平成 31 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 31 号 平成 30 年度白老町一般会計補正予算（第 12 号）
- 議案第 32 号 平成 30 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 33 号 工事請負契約の締結について（末広東町通り跨線橋（自由通路）整備Ⅱ期工事）
- 議案第 34 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 発議第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 2 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 意見書案第 1 号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）
- 意見書案第 2 号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）
- 意見書案第 3 号 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止と子どもに係る均等割保険料

(税)の軽減措置を求める意見書(案)

常任委員会の所管事務等調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

○出席議員(14名)

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員(なし)

○会議録署名議員

6番 氏家裕治君	7番 森哲也君
8番 大淵紀夫君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	岩城達己君
教育長	安藤尚志君
総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
象徴空間整備統括監	笠巻周一郎君
経済振興課長	藤澤文一君
農林水産課長	本間弘樹君
生活環境課長	本間力君
町民課長	山本康正君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	池田誠君
建設課長	小関雄司君

健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	岩本寿彦君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	武永真君
消防長	越前寿君
病院事務長	野宮淳史君
代表監査委員	菅原道幸君
アイヌ総合政策課長	三宮賢豊君
健康福祉課子育て支援室長	渡邊博子君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、6番、氏家裕治議員、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、3月12日、18日及び本日の議会再開前に開催した議会運営委員会の協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、3月12日、18日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、第1回定例会3月会議の運営に関する件であります。

まず、本日、町長の提案に係るものとして、平成30年度の各会計補正予算2件、工事請負契約の締結と副町長の選任同意を求める人事案件の追加議案の4件の提出がありました。

戸田町長から人事案件、財政課長から補正予算及び契約の説明を受け、追加議案4件は本日の議題に供することとしました。

次に、議会関係の議案であります。

3月12日及び18日に協議した意見書案、発議についてであります。

最初に、意見書案についてありますが、提案する意見書案3件は、全会派一致により提案いたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。

次に、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び白老町議会委員会条例の一部改正の発議2件は、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定に基づき、議会運営委員長名で提出いたします。

これらの議会関係の議案についても、本日の議事日程としました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 平成31年白老町議会第1回定例会3月会議の最終日に当たり、喫緊で報告すべき案件につきまして行政報告を申し上げます。

白老駅北観光商業ゾーン民間活力導入事業プロポーザルの公募についてであります。白老駅北観光商業ゾーンの整備に当たり民間活力の導入を図り、魅力あるゾーン整備を進めるため2月4日から3月15日までの期間において事業提案を募集したところ、1件の応募があったところであります。今後につきましては、3月27日にプロポーザル審査委員会を開催する予定であり、提案内容の審査結果を踏まえて、事業候補者の決定に向けた協議を進めてまいります。

なお、今回の応募件数が予定していた区画数に満たなかったことから、プロポーザル審査委員会の結果を踏まえ、改めて再募集を行う考えであります。

○議長（山本浩平君） 以上で行政報告を終了いたします。

◎議案第19号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第19号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議19―1をお開きください。議案第19号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

次のページ、附則です。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明です。本町における子育て支援のさらなる充実や子供虐待防止対策の強化並びに2020年の民族共生象徴空間開設及び開設後における象徴空間関連業務の推進体制を整備するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

白老町課設置条例新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

<p>(課の設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>総務課～町民課 略</p> <p><u>健康福祉課</u></p> <p>高齢者介護課～企画課 略</p> <p><u>アイヌ総合政策課</u></p> <p><u>象徴空間周辺整備推進課</u></p> <p>経済振興課～上下水道課 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～町民課 略</p> <p>健康福祉課</p> <p>(1) 保健衛生及び保健指導に関する事項</p> <p>(2) 社会福祉に関する事項</p> <p><u>(3) 子育て支援に関する事項</u></p> <p>高齢者介護課～企画課 略</p> <p>アイヌ総合政策課</p> <p>(1) アイヌ施策に関する事項</p> <p>(2) 象徴空間の開設準備に関する事項</p> <p><u>象徴空間周辺整備推進課</u></p> <p><u>(1) 象徴空間周辺整備に関する事項</u></p> <p><u>(2) 象徴空間による地域活性化に関する事項</u></p> <p>経済振興課～農林水産課 略</p> <p>建設課</p> <p>(1) 公共土木施設に関する事項</p> <p>(2) 都市計画に関する事項</p> <p>(3) 住宅に関する事項</p> <p>(4) 建築確認、建築指導及び建築規制に関する事項</p> <p>項</p> <p>上下水道課 略</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>総務課～町民課 略</p> <p><u>健康福祉課</u></p> <p><u>子育て支援課</u></p> <p>高齢者介護課～企画課 略</p> <p><u>アイヌ総合政策課</u></p> <p><u>削る。</u></p> <p>経済振興課～上下水道課 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～町民課 略</p> <p>健康福祉課</p> <p>(1) 保健衛生及び保健指導に関する事項</p> <p>(2) 社会福祉に関する事項</p> <p><u>削る。</u></p> <p><u>子育て支援課</u></p> <p><u>(1) 子育て支援に関する事項</u></p> <p><u>(2) 児童福祉に関する事項</u></p> <p>高齢者介護課～企画課 略</p> <p>アイヌ総合政策課</p> <p>(1) アイヌ施策に関する事項</p> <p>(2) 象徴空間の開設準備に関する事項</p> <p><u>(3) 象徴空間による地域活性化に関する事項</u></p> <p><u>削る。</u></p> <p>経済振興課～農林水産課 略</p> <p>建設課</p> <p>(1) 公共土木施設に関する事項</p> <p>(2) 都市計画に関する事項</p> <p>(3) 住宅に関する事項</p> <p>(4) 建築確認、建築指導及び建築規制に関する事項</p> <p>項</p> <p><u>(5) 象徴空間周辺整備に関する事項</u></p> <p>上下水道課 略</p>
---	--

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 課の設置条例の一部改正に伴っての白老町の行政機構の関係について若干伺います。

まず、私は昨年の課の設置条例の改正の議案説明を精読をしてきました。その旨からすると、今回の条例改正は朝令暮改の感を私は強くしています。組織は優秀な人材を育てて、やる気を引き出すことが大切であると、こう言われています。そこで、端的に伺いますが、組織は人なりと、こう言われています。しかし、私の感じるところでは、ここ5年ほど町の組織は人によって組織が流動化しているように思えてなりません。組織は優秀な人材を育てて、やる気を引き出すことが大切でありますけれども、人を前提としますけれども、先ほども言いましたけれども、町の組織はここ数年組織は人なりでなくて、人は組織なりになっての組織運営になっていないでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今組織のあり方についてご質問がありましたけれども、基本的には私たちも組織は人なりという、そのところを十分押さえた中で組織編成をしております。今前田議員のほうから人によって組織が成り立っているというご指摘と申しますか、そういうお話がありましたけれども、確かに組織をつくり出すときに人の問題というのはいろいろとやっぱり考えなくてはならない部分というのはあるかと思えます。経験だとか、それから資質能力の問題だとか、それからさまざまな過程、事情だとか、総合的に考えて、組織としてのつくり方をしています。それも本町にとっていかに事業を展開していくときにしっかりとした効果的なものを出せるか、そのことを十分考慮しながら組織づくりは行っているつもりでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は、ここ5年ほどという、この私の質問しているニュアンスを捉えてほしいと、こう思っています。それ以上のことについては、ここでは言及しません。

そこで、2問目です。町の組織機構は、グループ制を導入しています。確たるものになっています。この部分について私も3年ぐらい前に一般質問していますけれども、組織のあり方について。それは別として、今回見ると室から課の設置がありました。これは、一つのピラミッド型になりますよね。一方で、参事職の増設になっていました。さらに、一部の職場で散見されます政策形成過程のフラット制的な業務のやり方、こういうのもあると私は見えます。そこで、現在のグループ制の機能を発揮した組織形態になっているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） グループ制に関しましては、今いろいろご指摘だとかありまして、過去にもいただいたところの中で、組合だとか、そういうものも含めまして全町的にグループ制に関してのメリット、デメリットというか、そういうものも改めて検証しながら、ただ結果としてはグループ制というのを維持していくということで、基本的には大課制ですとか、グル

ープもやっぱり大きい中でやっていくということでの取り組みは実施しております、ただ実態としてはなかなか業務的な部分で兼務発令をしたりですとか、そういうようなことでは取り組んでございますけれども、そういった中で今後もグループ制の機能を発揮できるというようなことでの考え方を持って取り組みを進めていきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） グループ制を組織としてとっている中において、30年の初めにこのグループ制の指摘というのは何回か議会のほうからもありましたので、しっかりあり方についてももう一回見直しも含めて検討しなければならないということは押さえながら来ておりました。実際的な部分での本来の、当初このグループ制に期待していたところのあり方については、正直なところなかなか上手な回り方ができていない部分というのは確かに私自身もあるように思います。それは、どうしても業務自体の動き方というか、担当しなければならない業務量の部分がかかなり広範囲だとか詳細な部分が多くなってきているので、その関係でグループの存在自体が人数的にも1つのグループが少なくなったり、グループからグループの連携だとか協働だとか、そういったところが上手に回り切れないというか、そういうところは確かに、今言ったように、あるかと思っています。ただ、状況としては決してプラスばかりではないのですけれども、若い職員が今多くなってきている中で、一定限のグループの中での学習も含めて、お互いの関係性はつくっていけるような業務の一つの中も含めてあるように思っております。しっかりと組織の一つのあり方としてはここにこだわる、強くこだわってグループ制をずっと施行していく、続けていくというよりは、もっともっと業務が、今ご指摘があったような政策形成の部分についてもしっかりと進んでいかれるような組織体制づくりは常に考えていかなければならない課題だとは思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は特にグループ制、これからも質問に入りますけれども、これは理事者も気をつけてほしいのですけれども、一部の中でフラット的な業務のやり方をやっているのです。本来グループ制、ピラミッドというのは1つのグループの中で政策をたたいてきますよね。私が一般質問している中での政策形成の中でもどうもそういう部分が見えないので、このフラット的な業務のやり方、あくまでグループ制なのだったらグループ制の中でどのような政策形成を図るかという意識をぜひつくっていただきたいなと、こう思います。これは私の私見かわかりませんが、ある程度私もそういう部分の話は職員の方々も証言していますので、これは大事なことかと思えます。そういうことで、今副町長も話していますが、環境に応じて最適な組織体制をつくるということは、これはいつの時代でも求められますから、恒久的に固定した組織にしろという言い方は私はしていません。そこで、今答弁を

聞いてもどうもやっぱりグループ制は制度疲労を起こしているのではないかなと、こう思います。今の時期からいけば、そういう組織機構なんかにならないと思いますので、これは次の課題だと思いますけれども、そこでやはりそういうグループ制の中でもレベルの高い組織風土の構築が私は今求められていると思います。そこで、本質的なことを伺いますけれども、今回の組織の見直しが、課等の組織が横断的な連携を図り、かつ政策業務の決定、調整機能が迅速化する組織体制を整備したということによろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今回条例でも上げていますように、子育て支援室のほうと象徴空間の関係で周辺整備課が廃止されたことによって事務を分担、企画課だとかアイヌ総合政策課、経済振興課に分けたということでございますけれども、あくまでも基本的な考え方としては、特に象徴空間の整備に当たってはやっぱりそれぞれ役場全体で取り組んでいかなければならないということで、今回象徴空間周辺整備は一定程度ということ、めどがついたと、方向性がついたという中もありまして、今回についてはその部分をアイヌ総合政策課が全体の周辺整備も含めた調整役と、総合調整の役割ということと、あと交通関係とかアクセス関係とかについては企画課のほうで総合調整をやるということで、あと経済振興課のほうは商業観光の今後の含めた取り組みを発展的に進めていくという中で、実際にそういった役割を分担してございますけれども、基本的には横断的な取り組みの中でやっていかなければ当然重複する部分の仕事とか内容とかというのは出てきますので、それは横断的な部分で仕事には、全町一体となって取り組みを進めていきたいという考え方でございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第20号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○企画課長（高尾利弘君） 議20—1をお開きください。議案第20号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

附則です。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明です。第3次白老町定員管理計画に基づき消防職員の再任用制度を開始するに当たり、消防組織の年齢構成を勘案しながら新規職員の採用を計画的に実施しなければならないことから、消防職員の定数をふやすとともに、町長部局の職員の定数を減じ、全職員定数を同数とするため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

白老町職員定数条例新旧対照表

改正前	改正後
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 略	第2条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 町長の事務部局の職員 <u>205人</u>	(2) 町長の事務部局の職員 <u>200人</u>
(3)～(6) 略	(3)～(6) 略
(7) 消防本部及び消防署の職員 <u>50人</u>	(7) 消防本部及び消防署の職員 <u>55人</u>
(8) 略	(8) 略
2 略	2 略

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第21号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議21―1をお開きください。議案第21号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

附則です。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明です。長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制において働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により罰則付きの時間外労働の上限規定等が導入されることから、国家公務員においても平成30年8月の人事院による公務員人事管理に関する報告に基づき人事院規則にて超過勤務命令の上限を定める等の措置を講じ、平成31年4月から適用することとされている。本町においても地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により国家公務員と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 略 2 略	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 略 2 略 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する <u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し 必要な事項は、規則で定める。</u>

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 白老町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第22号 白老町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議22—1をお開きください。議案第22号 白老町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

附則です。

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白老町職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法（以下この条例において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

次のページ、議案説明です。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法を引用している条項を整理する必要があるため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

白老町職員の自己啓発等休業に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(大学等教育施設) 第4条 略 (1) 略 (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって、同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業しようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3) 略	(大学等教育施設) 第4条 略 (1) 略 (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって、同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業しようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3) 略

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 白老町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第26号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 議26—1をお開きください。議案第26号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものである。

平成31年2月21日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議26—2をお開きください。議案説明でございます。学校教育法の一部を改正する法律の施行により平成31年4月から専門職大学が創設されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、放課後児童支援員の資格要件に専門職大学の前期課程修了者に関する取り扱いが規定されたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

ここでさきにご質問がありました専門職大学についてご説明いたします。専門職大学は、大学制度の中に位置づけられ、実習や実験等を重視して、専門性が求められる職業を担うための実践的で応用的な能力を育てる大学であります。制度、教育内容は卒業後に必要な実践力を身につけるため卒業単位の3から4割以上の実習と長期の企業実習等の実施、実務経験が5年以上ある専任教員の配置、また4年一貫制のほか、4年の課程を2年または3年の前期と2年または1年の後期に区分することが制度上可能となるなどでありまして、この前期、後期に区分することによりまして、前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の大学を卒業し、実務経験を積んだ社会人が学び直しのために後期課程から入学するなど積み上げ型の多様な学習スタイルが可能となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 略	3 略
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略

<p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>4～5 略</p>	<p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>4～5 略</p>
--	--

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第27号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） それでは、議27—1をお開きください。議案第27号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

議の27—2をお開きください。附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、共生型地域密着型通所介護にかかわる共生型地域密着型サービスが追加されたこと及び居宅介護支援事業者の指定等の権限が都道府県から市町村へ移譲されたことから、当該サービス等にかかわる人員及び運営等に関する基準を条例で定める必要があるため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(指定地域密着型サービスに関する基準)</p> <p>第4条 <u>法第78条の4第1項</u>の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に定めるところによる。</p>	<p>(指定地域密着型サービスに関する基準)</p> <p>第4条 <u>法第78条の2の2第1項第1号</u>の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める設備及び運営に関する基準並びに<u>法第78条の4第1項</u>の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に定めるところによる。</p>
<p>(指定地域密着型介護予防サービスに関する基準)</p> <p>第6条 <u>法第115条の14第1項</u>の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定めるところによる。</p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービスに関する基準)</p> <p>第6条 <u>法第115条の12の2第1項第1号</u>の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号で定める介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに設備及び運営に関する基準並びに<u>法第115条の14第1項</u>の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設</p>

<p>(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)</p> <p>第10条 <u>法第81条第1項及び第2項の規定する条例で定める基準は、この条例で定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号。次項において「省令」という。）に定めるところによる。</u></p> <p>2 前項の場合における省令第29条第2項の規定については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p>	<p>備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定めるところによる。</p> <p>(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)</p> <p>第10条 <u>法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項及び第2項の規定する条例で定める基準は、この条例で定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号。次項において「省令」という。）に定めるところによる。</u></p> <p>2 前項の場合における省令第29条第2項の規定については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p>
--	--

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 議案説明の中で都道府県から市町村へ移譲されるということでありました。だから、条文を見ても法的な部分なので、私もちょっと学習してこなかったもので、教えてほしいのですが、これは移譲されることによって市町村の事務量がどれだけふえて、どういう権限が与えられて、処分とかあるのであればどういうことができるのか、そしてこれによって人的な業務量がふえるのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） この件につきましては、あくまでも共生型地域密着型通所介護の事業所の指定を受けるためにということで、こちらの指定を受けるためには市町村へ申請が必要となります。ただ、事務量につきましては、基本的に現在白老町でこのような施設というものはございませんが、仮にあるといたしましたら基本的な所要の書類等のチェック等がございます。ただ、事務量的にはそんなに特に人員をふやすとか、そういったことは想定してございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今該当する施設はないということですので、今後どうかわかりませんが、申請が出てきて、町がそれなりに許認可しますよね。そのときに白老町としてその後どのような責任を負うことになるのですか。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） まず、何か問題があれば町のほうで指導とかもしなければ
ならないですし、定期的な実地指導ですか、そういったものが必要になってくるのかなと想定
しております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） あくまでも市町村に申請をし、市町村が許可を出しますの
で、そういう指定の取り消しといったものは市町村に来ると認識しています。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑がございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資
格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関
する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資
格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを
議題に供します。

提案の説明を求めます。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） それでは、議29—1をお開き願います。議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月21日提出。白老町長。

次ページ、議29—2をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格したものであって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

次のページ、議案説明でございます。学校教育法の一部を改正する法律の施行により平成31年4月から専門職大学が創設されることに伴い、水道法施行令等の一部が改正され、水道布設監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程修了者に関する取り扱いが規定されたことから、同様の改正を行うほか、水道法施行規則の一部改正により技術士第2次試験の選択科目が見直されたことによる所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した</u></p>

(4)～(7) 略

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 略

(1) 略

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関

後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)～(7) 略

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 略

(1) 略

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期日程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生について

<p>する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)～(6) 略</p>	<p>は5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)～(6) 略</p>
--	---

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎議案第18号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制

定について

- 議案第 8号 平成31年度白老町一般会計予算
- 議案第 9号 平成31年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第10号 平成31年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第11号 平成31年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第12号 平成31年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第13号 平成31年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第14号 平成31年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第15号 平成31年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第16号 平成31年度白老町水道事業会計予算
- 議案第17号 平成31年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第18号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 平成31年度白老町一般会計予算、議案第9号 平成31年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号 平成31年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第11号 平成31年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第12号 平成31年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第13号 平成31年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第14号 平成31年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第15号 平成31年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第16号 平成31年度白老町水道事業会計予算、議案第17号 平成31年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上平成31年度各会計予算10件とこれに関連する条例の制定及び一部改正6件、合わせて16議案を一括して議題に供します。

本件については、3月7日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

小西秀延委員長。

[予算等審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇]

○予算等審査特別委員会委員長（小西秀延君） 予算等審査特別委員会委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

1、付託議案。

(1)、議案第18号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

(2)、議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(3)、議案第24号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(4)、議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について。

(5)、議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(6)、議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

(7)、議案第8号 平成31年度白老町一般会計予算。

(8)、議案第9号 平成31年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

(9)、議案第10号 平成31年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

(10)、議案第11号 平成31年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

(11)、議案第12号 平成31年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

(12)、議案第13号 平成31年度白老町介護保険事業特別会計予算。

(13)、議案第14号 平成31年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

(14)、議案第15号 平成31年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

(15)、議案第16号 平成31年度白老町水道事業会計予算。

(16)、議案第17号 平成31年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

2、審査の過程。

平成31年3月7日に再開された第1回定例会3月会議において、本委員会に付託されたので、3月14日、15日及び18日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

(1)、議案第18号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(2)、議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(3)、議案第24号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(4)、議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、可決すべきものと決定。

(5)、議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(6)、議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(7)、議案第8号 平成31年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。

(8)、議案第9号 平成31年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(9)、議案第10号 平成31年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(10)、議案第11号 平成31年度白老町公共下水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(11)、議案第12号 平成31年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(12)、議案第13号 平成31年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(13)、議案第14号 平成31年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(14)、議案第15号 平成31年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(15)、議案第16号 平成31年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

(16)、議案第17号 平成31年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質問なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに各議案の採決をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

議案第18号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。賛成11、反対2。
よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第25号 白老町ウタリ住宅新築資金等貸付条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第28号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第30号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第8号 平成31年度白老町一般会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。賛成11、反対2。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第9号 平成31年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第10号 平成31年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第11号 平成31年度白老町公共下水道事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第12号 平成31年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、12番、松田謙吾議員。賛成12、反対1。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第13号 平成31年度白老町介護保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第14号 平成31年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第15号 平成31年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第16号 平成31年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第17号 平成31年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第31号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第12号）

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第31号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第12号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第31号でございます。平成30年度白老町一般会計補正予算（第12号）。

平成30年度白老町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ917万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億1,306万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月20日提出。白老町長。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入、次ページ、2、歳出につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、第2表、繰越明許費補正でございます。まず、1、追加でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、象徴空間周辺整備事業、金額26万円でございます。本事業の白老駅前広場周辺整備に伴う駐輪場整備事業について、駐輪場用地を取得する必要がありますが、本町の用地の取得については北海道の用地処理完了後に実施する予定になっております。現在北海道による用地取得協議に時間を要しており、本町の用地取得が年度内にできないことから、次年度に繰り越すものでございます。

続いて、被災農業者向け経営体育成支援事業でございますが、6款農業水産業費、1項農業費、事業名、被災農業者向け経営体育成支援事業、金額3,361万8,000円でございます。本事業

は、本年定例会 2 月会議の一般会計補正予算第10号にて可決いただいた北海道胆振東部地震等により被災した農業関係施設等の修繕について支援する事業でございますが、このうち 2 件が業者手配及び工事の遅延により年度内の事業完了が困難であることから、次年度に繰り越して工事を実施するものでございます。

続いて、8 款土木費、5 項都市計画費、事業名、公共下水道事業特別会計繰出金 6,099 万 6,000 円でございます。公共下水道事業特別会計における M I C S 事業については、30、31 年度の 2 カ年工事で、土木建築、機械及び電気の 3 工事を既に発注しており、今年度分の事業費は 3 億 2,298 万円としております。しかし、資材の入手難などから今年度の出来高が確保できず、土木建築及び電気の 2 工事分のうち合わせて 1 億 5,531 万 6,000 円を繰り越すための補正予算を上程してございます。これにより、M I C S 事業の財源として繰り出している一般会計繰出金につきましても次年度に繰り越すものでございます。

次に、5 ページ、第 3 表、地方債補正につきましては歳出のところで説明をいたしますので、ここでは省略いたします。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。12 ページをお開きください。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、(1)、町職員住宅解体撤去事業、財源振りかえでございます。当初予算におきまして財源として予定しておりました過疎債ソフト事業分が限度額の関係から 690 万円を減額するもので、減額分は一般財源の充当となるものでございます。

次に、3 款民生費、1 項 8 目アイヌ施策推進費、(1)、生活館管理運営経費 20 万円の増額補正でございます。燃料費の単価高騰や冬期の冷え込みが厳しく、暖房の使用頻度が多かったことから、不足分を増額するもので、財源は一般財源でございます。

次に、7 款商工費、1 項 1 目商工振興費、(1)、特産品 P R 事業、財源振りかえでございます。一般会計補正予算の第 7 号、第 9 号及び第 11 号におきまして、本年 1 月までのふるさと応援寄付金の指定寄付分について経費分を除いた 4,248 万 5,000 円を基金に積み立てしてありますが、残りの経費分 4,165 万 3,000 円について当初全額一般寄付分としていた財源を指定寄付分に振りかえるものでございます。

次に、8 款土木費、2 項 3 目橋梁維持費、(1)、橋梁長寿命化事業、財源振りかえでございます。末広東町通り跨線橋自由通路整備工事の桁等製作工におきまして一部事業費を繰り越すに当たり、J R 北海道からの受託工事分も繰り越すこととなりますが、J R 北海道の 30 年度分の受託工事等負担金については工事完了後の支払いとなっていることから、今年度分の 404 万円を一般財源に振りかえるものでございます。なお、この 404 万円は次年度に J R 北海道から工事完了後に支払われるということでございます。

次に、10 款教育費、5 項 3 目図書館費、(1)、図書等購入経費 5 万円の増額補正でございます。新和産業株式会社様から指定寄付があったことから、寄付金を財源として増額するものでございます。

次に、14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、(1)、各種基金積立金 892 万 4,000 円の増額補正でございます。財政調整基金の積み増し分 837 万 4,000 円の増でございますが、駅前広場整備及び旧町道ポロト線、現在の道道白老大滝線の拡幅に伴う北海道からの土地売却収入 612 万

1,000円と駅前広場整備に伴うチップカの広場の用地買収に係る樹木補償として支障物件移転補償金225万3,000円をあわせて増額するものでございます。次に、寄付金50万円につきましては株式会社テクノス様から象徴空間機運醸成事業資金として指定寄付があったことから、財政調整基金に積み立てるものでございます。次に、子ども夢基金の寄付分5万円につきましては、新和産業株式会社様からの指定寄付を積み立てるものでございます。

以上で歳出の説明は終わらせていただき、続いて歳入の一般財源の説明をさせていただきます。6ページをお開きください。上段です。6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金435万3,000円の増額補正であります。交付額の確定により増額するものでございます。

次に、11款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税519万円の増額補正でございます。普通交付税の再算定により調整分として減額されておりました519万円が再交付されることになったことから、これを増額するものでございます。

次に、17款財産収入、2項1目不動産売払収入、町有地売払収入922万2,000円の減額補正でございます。まず、北海道からの土地売払収入について、歳出でご説明申し上げたとおり、612万円の増となります。次に、1,534万2,000円の減でございますが、昨年の定例会12月会議に上程いたしました一般会計補正予算第9号にて本町1丁目町有地の売払収入を計上いたしました。が、売買契約の相手方から諸事情により取り下げたい旨の申し入れがあり、これを受理することとし、減額するものでございます。

続きまして、次のページ、8ページの20款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金1,694万1,000円の増額補正でございます。歳入の不足分の増額であります。これにより、繰越金の留保額は259万円となるものでございます。

以上で補正予算（第12号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1つは歳入の交付税の部分なのですが、特別交付税の3月分の交付はまだですか。内示とかなんとかが毎年何か今ごろに示されるような気をしていただけなのですが、その内示みたいなものはないかどうかということが1点、それから歳出の過疎債の関係なのですが、上限額があつてだめだと。その分はだめよということになったという提案だったので、これはその事業、事業で上限額があるのか、過疎債全体、ソフト事業の部分全体の上限額があるのか。そして、これは初めからわからないものなのですか、この上限額というものは。ここに至って、今は留保財源がありましたから、いいのですが、そうでないとやっぱりちょっと予算の組み方で初めからこれだけ落としておけばいいわけですから、そういうことにはならないのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、1点目の特別交付税の3月交付分でございますが、例年今

時期と私も押さえてございますが、まだ内示等の情報は入ってございません。

それから、職員住宅の解体事業に係る過疎債の減額のところでございますけれども、過疎対策事業債のソフト分につきましては限度額というものがございます。ルール上決まっております、計算式につきましては前年度の交付税の基準財政需要額に3カ年の財政力指数の平均値等を用いながら一定の率を掛けたものが限度額となっております。年度当初におきまして、この発行限度額は本町では6,880万円という押さえをしてございました。それで、これに対して今回過疎ソフト分を活用するに当たりましては子供医療費の部分と、それから菟野12間線の跨線橋の撤去、これと今回の緑丘職員住宅の解体事業に充てるということでございますので、これを当初から見込むと実際この当初見込んだ1,700万円には満たないのですけれども、実はある程度この発行限度額に対して要望額調査というのがあって、それを超える分もある程度一定の率、一定の額については全道、全国の過疎債の枠の範囲内で多少上乗せして交付されるという状況がありました。毎年あります。その部分でその状況が毎年度どのぐらい上乗せになるかわからないのですけれども、その辺はある程度考慮した上で今回予算組みをしてございますが、結果として上乗せが全額、満度には上乗せされなかったという結果となって、今回690万円について減額せざるを得ないという状況になったということでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 大体わかったのだけれども、要するに6,880万円という限度額、それに上置き分があるよと、今までは。全国平均で見た上置き分があるよと。その分の上置き分も見てうちは予算を組んだけれども、残念ながらその上置き分が減らされたという、そういうような理解でいいのかどうかということが1つと、もう一つ、別の項目なのだけれども、ふるさと納税の関係で、今回大分整理されましたけれども、残っている部分はどんな部分があと残っているのか。もう何もないのか。これで整理が全部終わったのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 過疎対策事業債のソフト分については、今大淵議員がおっしゃったとおりでございます。

それから、ふるさと納税については、今回のこの一般寄付金と指定寄付金の入れかえにつきましては1月分までということで限定してやってございますので、残り、2月、3月分についてはまだ今後出てくるということと、あと一般財源の寄付分については経費分はある程度見てございますが、その分の調整が出てきますので、残りの一般寄付分の経費分を除いた部分につきましては決算剰余金として出てくるということになります。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） わかりました。

今のふるさと納税、大体どれぐらい出てきそうですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ただいまのある程度想定でございますが、昨年度よりも、二、三千万円減というところでの4億2,000万円から4億3,000万円程度という想定をしてございま

す。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 7ページの不動産売却収入のことなのですが、本日これ議案をいただいたので、ちょっと調べられなかったのですが、ここの土地の売却収入のところ、昨年12月の議会で一回上程されていますので、その後町として売却のための分筆だとかのいろいろな経費とか、そういうものがあつたのかなのか、そこだけお伺いさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 12月の議会で上程させていただきました売払収入分につきましては、その土地を売却するに当たりまして土地の価格を出すための不動産鑑定、それから測量も行ってございます。その経費も含めて売払収入として計上したというところでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 資料を持ってきていないものですから、済みません。その分のかかった経費の額はお幾らなのか、総額で結構ですから、お伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 大変申しわけございません。手元にちょっと資料がございませんので、正確な数字は今ここでは申し上げられませんが、鑑定と測量で約20万円ぐらいだったと記憶してございます。

○議長（山本浩平君） 後ほど調べて、回答していただきます。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第12号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、答弁漏れのほうからお願いします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 大変申しわけございません。

本町1丁目の町有地の売り払いに係る測量等の諸経費でございますが、不動産鑑定費が19万5,480円、用地測量費が28万800円、合計で47万6,280円が経費としてかかってございます。今回この部分も土地代に含めて売却価格ということにしております。

◎議案第32号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計
補正予算（第5号）

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第32号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） それでは、議32—1をお開きください。議案第32号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成30年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成31年3月20日提出。白老町長。

次のページをお開きください。第1表、繰越明許費でございます。1款公共下水道事業費、2項下水道整備費、事業名、管渠及び処理場整備費（公共下水道）、金額1億5,531万6,000円です。本事業につきましては、先ほど一般会計の補正予算でもご説明がありましたが、昨年議会で議決いただきましたMICS事業についてでございます。ここ数年の災害、震災に伴う人材、資材の不足に加え、胆振東部地震の発生により資機材の入手が困難となったことから、今年度の出来高が確保できず、必要経費を翌年度に繰り越すものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号 工事請負契約の締結について(末広東町通り
跨線橋(自由通路)整備Ⅱ期工事)

○議長(山本浩平君) 日程第14、議案第33号 工事請負契約の締結について(末広東町通り跨線橋(自由通路)整備Ⅱ期工事)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長(大黒克巳君) 議33—1をお開きください。議案第33号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成31年3月20日提出。白老町長。

1、契約の目的、末広東町通り跨線橋(自由通路)整備Ⅱ期工事。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

契約の金額、1億8,468万円。

4、契約の相手方、岩崎・川田・西村特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町字社台271番地3、株式会社岩崎組代表取締役、清水尚昭、構成員、白老郡白老町字石山15番地、株式会社川田建設代表取締役、川田泰正、構成員、白老郡白老町字北吉原124番地1、有限会社西村建設代表取締役、西村悟。

5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

次のページ、議案説明でございます。1、工事場所、白老町大町2丁目、末広町1丁目。

2、完成期限、平成31年10月31日。

3、工事概要、本工事はJR白老駅の東側に位置する末広東町通り跨線橋が築後48年経過し、老朽化が進んでいることや象徴空間開設に伴い通行量の増加が見込まれることから、自由通路としてのバリアフリー化を伴う改築を行うものであり、Ⅰ期工事にて製作した通路部分の鉄骨を本Ⅱ期工事にて現場運搬するとともに、北側昇降棟、南側昇降棟の鉄骨及び昇降機を工場製作し、南側昇降棟については現場運搬及び基礎工事から屋上防水、外壁等の外装工事を施工するものでございます。

(1)、建築面積431.81平方メートル、区分、南側昇降棟、面積110.69平方メートル、北側昇降棟、建築面積119.58平方メートル、通路部分、建築面積201.54平方メートル、延長38.05メー

トル。(2)、延べ床面積654.64平方メートル、南側昇降棟、延べ床面積221.38平方メートル、北側昇降棟、延べ床面積231.72平方メートル、通路部分、延べ床面積201.54平方メートル、延長38.05メートル。

なお、別紙で工事関係の図面を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、入札の経過でございますが、去る2月12日に白老町公告第2号による制限つき一般競争入札の公告を行い、2月13日から2月20日正午まで入札参加資格の申し込みを受け付けいたしました。その結果、岩崎、川田、西村、鈴木、鈴木ホーム、谷、2つの特定建設工事共同企業体の申し込みがあり、3月12日に入札を行ったところでございます。落札者は、岩崎・川田・西村特定建設工事共同企業体でございます。落札率であります。予定価格1億8,853万5,600円に対し、落札額が1億8,468万円でございますので、落札率は97.9%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 工事請負契約の締結について(末広東町通り跨線橋(自由通路)整備Ⅱ期工事)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第15、議案第34号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 議案第34号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

白老町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成31年3月20日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町若草町1丁目13番22号。氏名、岡村幸男。生年月日、昭和32年8月9日生まれ、61歳です。

議34—2をご参照ください。履歴調書については、朗読を省略いたします。

議34—4、議案説明です。副町長の選任につき同意を求めることについて。白老町副町長に岡村幸男氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものである。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第34号 副町長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第16、発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 発議第1号。

平成31年3月20日。

白老町議会議長、山本浩平様。

議会運営委員会委員長、吉田和子。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議1—2をお開きください。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

17 議員の議員報酬月額は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に限り、第1条の規定にかかわらず、議長にあっては29万8,760円、副議長にあっては23万8,620円、常任委員長及び議会運営委員長にあっては21万3,640円、議員にあっては20万2,860円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に定める額とする。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

次に、発議1-3、議案説明であります。議案説明、本町は財政健全化プランに基づく財政再建の最中にあり、町民サービスの縮減及び理事者、職員の給与削減が行われていることに鑑み、平成30年度においては、議長及び副議長にあっては議員の報酬月額の3%、常任委員長、議会運営委員長及び議員にあっては議員報酬月額の2%を自主削減してきたものであるが、平成31年度においても同様の自主削減を継続するため、本条例の一部を改正するものである。

次に、新旧対照表です。記載のとおり、附則を追加するものであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則 1～16 略	附 則 1～16 略 <u>17 議員の議員報酬月額は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に限り、第1条の規定にかかわらず、議長にあっては298,760円、副議長にあっては238,620円、常任委員長及び議会運営委員長にあっては213,640円、議員にあっては202,860円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に定める額とする。</u>

 ○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第17、発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 発議第2号。

平成31年3月20日。

白老町議会議長、山本浩平様。

議会運営委員会委員長、吉田和子。

白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出いたします。

発議2-2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 総務課、財政課、税務課、生活環境課、企画課及びアイヌ総合政策課の所管に関する事項

第2条第2号アを次のように改める。

ア 町民課、健康福祉課、子育て支援課、高齢者介護課、経済振興課、農林水産課、建設課及び上下水道課の所管に関する事項

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

発議2-3をお開きください。議案説明であります。行政の組織機構の見直しによる白老町課設置条例の一部改正に伴い、総務文教常任委員会の所管から象徴空間周辺整備推進課を削除し、産業厚生常任委員会の所管に子育て支援課を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表は、下記のとおりであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

白老町議会委員会条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 7人以内</p> <p>ア 総務課、財政課、税務課、生活環境課、 企画課、<u>アイヌ総合政策課及び象徴空間周 辺整備推進課</u>の所管に関する事項</p> <p>イ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>ウ 会計管理者の補助組織の所管に関する 事項</p> <p>エ 消防本部の所管に関する事項</p> <p>オ 選挙管理委員会及び監査委員の所管に 関する事項</p> <p>カ 他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 産業厚生常任委員会 7人以内</p> <p>ア 町民課、健康福祉課、高齢者介護課、経 済振興課、農林水産課、建設課及び上下水 道課の所管に関する事項</p> <p>イ 病院の所管に関する事項</p> <p>ウ 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 7人以内</p> <p>ア 総務課、財政課、税務課、生活環境課、 企画課及び<u>アイヌ総合政策課</u>の所管に関 する事項</p> <p>イ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>ウ 会計管理者の補助組織の所管に関する 事項</p> <p>エ 消防本部の所管に関する事項</p> <p>オ 選挙管理委員会及び監査委員の所管に 関する事項</p> <p>カ 他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 産業厚生常任委員会 7人以内</p> <p>ア 町民課、健康福祉課、<u>子育て支援課</u>、高 齢者介護課、経済振興課、農林水産課、建 設課及び上下水道課及びの所管に関する 事項</p> <p>イ 病院の所管に関する事項</p> <p>ウ 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 略</p>

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第18、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、胆振管内町村議会議長会定期総会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第1号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第19、意見書案第1号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 意見書案第1号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医

薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。
3. 誰でも身近な地域で出産できる安心・安全の助産システムを作ること。
4. 医師を確保するとともに、正常な妊娠出産、産後と育児のケアを担える助産師の専門性を生かす職域の確立を図ること。
5. 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第1号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第2号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第20、意見書案第2号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 意見書案第2号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トンと推計されており、これは国連の世界食糧計画が発展途上国に食料を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記

1. 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
2. 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。
3. 賞味期限内の未利用食品や備蓄品を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第2号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第3号 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止と子どもに係る均等割保育料（税）の軽減措置を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第21、意見書案第3号 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止と子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第3号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止と子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出します。

国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止と子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置を求める意見書（案）

国は子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置について、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態を踏まえ、各自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より、未就学児を対象に減額調整措置を行わないこととしたが、未就学児までを対象とする医療費助成以外についても減額調整措置を直ちに廃止し、財政の健全化長期的な安定運営を図る必要がある。

また、子どもに係る均等割保険料（税）については、加入者一人一人に均等にかかるため、多子世帯の保険料負担が大きくなっており、子育て支援の観点から、早急な見直しや新しい支援制度の創設が求められている。

よって、政府においては、国庫負担割合の引き上げなど、国民健康保険の財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講ずるとともに、下記の事項を早期に実

施するよう強く要望する。

記

1. 国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。
2. 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第3号 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止と子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第23、常任委員会の所管事務等調査の報告について各常任委員会から調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、循環型の地域社会づくりの現状と課題。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、

6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

本委員会は、循環型の地域社会づくりの現状と課題について、担当課から説明を受けて状況や対策を把握し、先進地調査を行い、今後のあり方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

現状と課題。

（1）、白老町におけるリサイクルの状況と推移について。

白老町におけるリサイクルに関するマスタープランは、白老町環境基本計画（第3期、平成28年度から37年度）であり、個別計画としてごみ処理基本計画が位置づけられている。ごみ処理基本計画には、人と自然が共生できる循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化とリサイクルの推進を基本方針として取り組んでいる。

リサイクル率の推移は、平成20年度まで13%程度であったが、バイオマス燃料化施設稼働後の21年度から25年度までは最高79.79%まで上昇したが、26年度から登別市との共同処理開始後は、20%程度となっており、ごみ処理基本計画では35年度までの目標値を30%としている。

リサイクル率は、分母がごみ処理料足す集団回収量で分子が資源化量（直接資源化量足す中間処理再生利用量）足す集団回収量で算出し、リサイクル率を高めるためには、分母であるごみ処理量を減らし、分子の資源化量をふやすことが有効となる。

現状では、分母のごみ処理量を約7,500トン程度と集団回収量500トン程度は横ばいで推移し、分子の資源化量約1,100トン程度と集団回収量500トン程度も横ばいであり、リサイクル率約20%となっている。

回収の分類では、鉄系売却量毎年37トン、燃料ごみ（雑紙）毎年420トン、毎年瓶類121トン、毎年缶類86トン、毎年ペットボトル68トン、古布・古着毎年8トン、小型家電毎年16トン、その他毎年344トンで合計毎年約1,100トンであり、集団回収では、新聞紙毎年255トン、段ボール毎年160トン、雑誌毎年83トンで合計毎年約500トンとなっている。

（2）、北海道におけるリサイクルの状況と推移について。

北海道のリサイクル率は、平成19年に18.8%であったが、28年度には24.3%と上昇している。北海道廃棄物処理計画では、31年度のごみのリサイクル率の目標を30%としている。

（3）、特徴ある市町村におけるリサイクル状況について。

道内179市町村で平成28年度に最もリサイクル率が高いのは、豊浦町の80.7%であり、次に、ニセコ町73.9%、留寿都村72.5%、蘭越町70.7%、倶知安町68.5%と続いている。主な特徴としては、燃やせるごみに含まれている生ごみを独自で回収し堆肥化処理している状況が多く見られる。また、農業や水産業などの地域性をリサイクルに生かしているのが特徴と言える。

（4）、先進自治体のリサイクル状況について。

ア、鹿児島県曾於郡大崎町。

大崎町はリサイクル率日本一のまちであり、その経緯はごみの焼却施設を持たず、清掃センターでの埋め立て処分を行ってきたが、その埋め立て計画期間を待たずに残余年数が逼迫した。その対策として3つの選択肢が考えられた。1つ目は焼却炉の建設（建設費・維持費の問題）、2つ目は新たな処分場の建設（周辺住民の反対）、そして3つ目は既存の埋め立て処分場の延命（分別ルールの策定・住民への説明）であったが、平成10年からごみの分別での埋め立て処分場の延命化を選択、徐々に分別品目をふやし、現在27品目で実施している。

・ごみ分別の取り組み概要。

（1）、住民、企業、行政の協働・連携そして信頼で取り組む。

（2）、地域の理解。

行政。

- ①、150の地域での説明会。
- ②、地域リーダーの育成。
- ③、学校、イベントでの指導。

住民。

- ①、きれいな分別。
- ②、ごみ収集所の管理運営。
- ③、ボランティア清掃活動。

企業。

- ①、委託業者・事業所の負担によるごみの回収。
- ②、ごみの検査。
- ③、ごみの堆肥化。

・事業効果。

1、1人当たりごみ処理事業経費7,550円(全国平均1万5,326円)、ごみの資源化で年間800万円程度の売却益。

2、埋め立て処分場の延命(計画より50から60年延命)。

3、リサイクル率83.4%(全国1位、11年連続)。

4、雇用の増加、(近隣自治体10万人分の資源ごみを扱い、40人程度の雇用)

5、大崎町リサイクル奨学パッケージ(金融機関との連携)、ごみの資源化売却益などを原資に元利金相当分を支援する基金。

イ、北海道美唄市。

・循環型社会形成を目指す政策方針等(行政姿勢)。

美唄市は、平成14年12月まで市内の焼却施設を使用していたが、その後、26年までに生ごみは燃やせるごみとして収集し、一般廃棄物最終処分場に埋め立て処理されていた。しかし、生ごみは有機性廃棄物であり、これを資源と捉え堆肥として土に返すことは、ごみ減量化と再資源化を促進し、循環型社会の形成に寄与することから、生ごみは分別収集し、堆肥化施設の整備を進めて27年度から堆肥製造の供用を開始した。燃やせるごみは27年度から岩見沢市の広域ごみ焼却施設において焼却処理を再開した。

・リサイクルの取り組み概要。

リサイクルの状況は、平成20年度ではごみの総量9,943トンに対して、資源ごみ1,443トンでリサイクル率14.5%、平成29年度はごみの総量6,740トンに対して、資源ごみ1,486トン・生ごみ1,694トンでリサイクル率47.2%に32.7ポイント増加した。これは27年度から燃やせるごみを生ごみと分別を開始し、生ごみの有料ごみ袋を製作して週2回の収集を開始したことによるものである。なお、29年度における生ごみの量はごみの総量の25%を占めている。

・美唄市生ごみ堆肥化施設の概要。

1、施設の概要。

施設規模は、面積1,485平方メートル、鉄骨づくり平家で工事費約4億1,000万円で平成26年7月に稼働開始、年間維持費約2,000万円(指定管理料)、処理量は1日7トン(年間2,000トン)、

製造方式は高速堆肥化方式により、できた堆肥は町民及び農家（JA）へ販売し収入は年間約30万円である。

2、施設の稼働状況。

生ごみの収集量は、27年度1,727トン、28年度1,649トン、29年度1,694トンであり、堆肥製造量は、27年度58トン、28年度80トン、29年度93トンである。通常は生ごみの約10%の製造量となるが、堆肥の販売量に合わせた製造を行っている。

委員会意見。

白老町ごみ処理基本計画は、平成26年10月に改定され、35年度までの10年間の計画期間としている。また、第5次白老町総合計画と連動し推進するため31年度を中間目標年次としている。この間に白老町バイオマス燃料化施設の稼働状況等が変わり30年度末で施設を廃止することから、これまでの計画を検証した上で、計画の大幅な改定を進めなければならないと考える。

白老町ごみ処理基本計画は、人と自然が共生できる循環型社会の形成に向けて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、町民・事業者・行政の協働によりごみの減量化及びその適正な処理等の推進を図ることを目標に、基本方針として、①、ごみの減量・リサイクルの意識啓発、②、ごみ減量、③、リサイクル、④、適正なごみ処理を掲げている。改定に当たっては、目標達成に向けた具体的な取り組みや指標、実効性を高める政策循環（PDCA）を着実に進め、その検証や報告義務などの仕組みづくりが重要であるとする。

委員会では、リサイクル率の高い先進自治体や新たに生ごみ処理を堆肥化する事例なども調査したが、登別市との連携や白老町の現状、特に、町民の意識や活動状況、事業推進の費用対効果などを勘案しながら、白老町に適した循環型社会への取り組みを進め、今後のごみ処理やごみの分別によるリサイクルなど、高齢社会に対応した町民と行政がともに取り組んでいくこと、具体的には収集現場を巻き込むなどの協働活動が必要である。

このたびの所管事務調査は、長期間にわたり委員会活動を行ってきたが、ごみ処理問題や循環型社会の形成については、過去・現在・未来へとつながる大きな問題であり、本委員会としても一過性で終わることなく調査・検証を続けていくこととする。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、子育て支援の環境整備について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、参考人として出席した者の職・氏名、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

本委員会は、子育て支援の環境整備について、担当課等から説明を受けて現状と課題を把握し、今後のあり方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告するも

のである。

現状。

白老町の出生数は、平成27年度66人、平成28年度58人、平成29年度59人で推移し、今後数年間は60人前後と予想されている。

年少人口が減少する中であっても、共稼ぎ世帯の増加や雇用形態の多様化、ひとり親の増加などの影響から、低年齢から保育園等に就園する子供が増加している。本町は生後6カ月からの乳幼児受け入れを行っており、平成27年度と30年度の入所割合を比較すると1・2歳児は約1.5倍、ゼロ歳児は約2.2倍と増加している。

地域子育て支援拠点事業すくすく広場は週5回実施しており、屋根のついた公園として親しまれ年間延べ約5,000人の利用がある。

ファミリー・サポート・センター事業、個人託児・ファミサポは平成29年度の実施件数が約1,439件、預かり実人数301名である。本事業は平成27年度より町で非課税世帯やひとり親などに助成を行ったこともあり、現在はひとり親家庭等の継続的な依頼が増加している。このため休日の子供預かりを実施しているが、預かりスタッフの確保は年々難しくなっている。

放課後児童クラブは平日の受け入れ時間が18時までとなっており、時間延長を望む保護者のニーズが多い。

課題。

妊娠初期から子育て期まで、それぞれの段階に対応した支援や子育て情報の提供などを行い、さまざまな子育ての悩みや不安を解消し、安心して子を産み育てることができる環境づくりが今後必要である。

保護者の就労支援及び児童の健やかな成長を支える環境づくりのために保育所等の預かりや放課後児童クラブの受け入れ態勢の整備が求められる。

地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業では会員により託児等を行っているが、利用者ニーズに応じていくために新たな人材発掘が必要である。

近年、じっとしてられない、注意力が散漫、情緒が不安定など配慮を要する児童が増加傾向にあるため、乳幼児健診等の母子保健事業を通して早期に発見し、児童の発達の経過や実態の把握、療育を通して適切な行動や生活スキルの習得、保護者支援などを行っている。配慮を要する児童は今後も一定数いることが予想されるため、療育機関の充実、関係機関との連携強化と保育園等から小学校、小学校から中学校、中学校から高校と、育ちを連続して捉え適切に接続するなど総合的な取り組みが求められる。

今後の取り組み。

1、受け入れ態勢の強化。

- ①、保育園等でゼロ・1・2歳児を受け入れるための保育士確保。
- ②、休日預かりの充実。
- ③、放課後児童クラブ受け入れ時間の拡大。

2、地域子育て支援の充実。

- ①、SNSを活用した情報提供の充実。

- ②、相談機能の充実。
- ③、子育て世代包括支援センターの設置。
- 3、発達を支える環境づくり。
- ①、子ども発達支援センターの機能充実。
- ②、関係機関との連携強化。

委員会意見。

町内出生数の減少、年少人口の減少はあるものの、共稼ぎ世帯の増加、雇用形態の多様化、ひとり親世帯の増加等から、町の子育て支援施策の重要性は年を追うごとに高まっている。

休日の子供預かりや放課後児童クラブの受け入れ時間の延長を望む町民の要望に呼応し、町のゼロ歳から2歳児の受け入れ強化、休日預かり事業の充実、放課後児童クラブの開設時間拡大等に取り組んでいる姿勢は評価する一方、ニーズの一層の把握、スタッフ確保、そして配慮を要する子供に対する対応の充実が必要になっているものと捉える。

町内育児サークルとの懇談も行ったが、公園など児童関連施設の充実やおむつがえ場所の確保、子育て支援施設への元気号バス停留所設置など子育て世帯目線からの視点は、町民の笑顔をつくるまちづくりの観点からいっても重要であり、意見箱設置など意見収集の仕組み体制に取り組み、積極的な子育て世帯との意見交換を進めるべきである。諸課題に対する解決・向上策の提案を受けた中であって、すぐにできることはすぐに取り組むことが、町への信頼醸成にも寄与するものと考ええる。

また、子育てふれあいセンターからは、日々の委託事業などでの活動から、電子メディアへの適切な接し方の啓発など子供を取り巻く現状への対応など、年々拡大する事業の取り組み報告の中で、事業を支える提供会員充実の必要性が訴えられた。スタッフ確保のための待遇改善や会員獲得への支援が必要であると考ええる。また、子育て包括支援センター開設の中で、町内外の子育て関係団体との一層の連携を政策的に図っていくことが、協働が深化する共生のまちづくり発展につながるものと考ええる。

さらに、一連の子育て関係者との懇談の中で、父親の子育て活動への参画、一層の理解啓発に取り組むべきとの指摘もあった。

さまざまな子育てにかかわる課題に対応したNPO法人の活動との連携、児童相談所や教育施設との課題共有化を図りつつ整理を進め、来年度からの総合計画策定事業、総合戦略への反映を進め政策として、子育て環境の一層の充実を進めるよう訴えるものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、分科会、産業厚生分科会、1、育児サークルトコトコしらおいと
の懇談。(2)、小委員会、1つ、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。1つ、広報広聴
常任委員会の検証について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりでございます。

6、団体からの出席者は、記載のとおりです。

7、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、町内活動団体との懇談及び広報広聴に関する調査・研究に関する調査を終了したことから、次のとおり内容を報告します。

(1)、分科会。

産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、育児サークルトコトコしらおいとの懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

(2)、小委員会。

①、広報広聴常任委員会の検証について。

小委員会では、広報広聴常任委員会が設置されて10年の節目に当たり議会運営基準を参考に、これまでの活動の検証に当たることとし、10年間の活動を振り返り改善点、今後の方向性について、各会派に持ち帰り、意見を持ち寄ることで議論を深めることとした。

広報活動については、広報モニター制度や議会モニター制度等を活用した町民参加型の制度設計が必要と考える。

また、町民活動団体との懇談や議会懇談会からの意見集約について政策立案に向けた正副委員長会議の必要性等が意見として出され議論を深めてきたところではあるが、結論には至っていない。

また、近年実施されていない議会報告会のあり方についても意見が交わされ町の予算決定に対する説明に終わっているとの町民の厳しい声を真摯に受けとめ、二元代表制の議会としての報告会のあり方が課題として挙げられた。今後も活動の検証、今後の方向性について議論を深め6月をめどに小委員会としての意見を取りまとめ、広報広聴常任委員会への報告としたい考えである。

②、議会広報。

議会広報第167号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第23、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第

17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。それぞれの委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

次に、皆様には要望書等4件を前もって配付しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第24、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため3月31日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日21日から6月30日までの102日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

明日21日から6月30日までの102日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫